

令和4年度 統一的な基準による  
財務書類作成指針について

矢板市

## 序章

I. 平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。原則として、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を移行期間とし、全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成が求められている。

財務書類作成のための会計基準は、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」において取りまとめられた「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 27 年 1 月 23 日公表、平成 28 年 5 月改訂)に依るものとする。

II. 統一的な基準による財務書類は、主に以下のような特徴を有している。

会計処理方法として、複式簿記・発生主義会計を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引(歳入・歳出)のみならず、全てのフロー情報(期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動)及びストック情報(資産・負債・純資産の期末残高)を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。

III. 本指針は、上記に基づき、矢板市における一般会計等、全体会計、及び、連結会計を複式簿記の記帳方法により正確な会計帳簿を通じて、財務書類を作成する際の基準を示したものである。

## 財務書類の体系

I. 矢板市の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらに関する事項についての附属明細書とする。

### II. 貸借対照表(BS) 【様式第1号】

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態(資産・負債・純資産の残高及び内訳)を明らかにすることを目的として作成する。

### III. 行政コスト計算書(PL) 【様式第2号】

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成する。

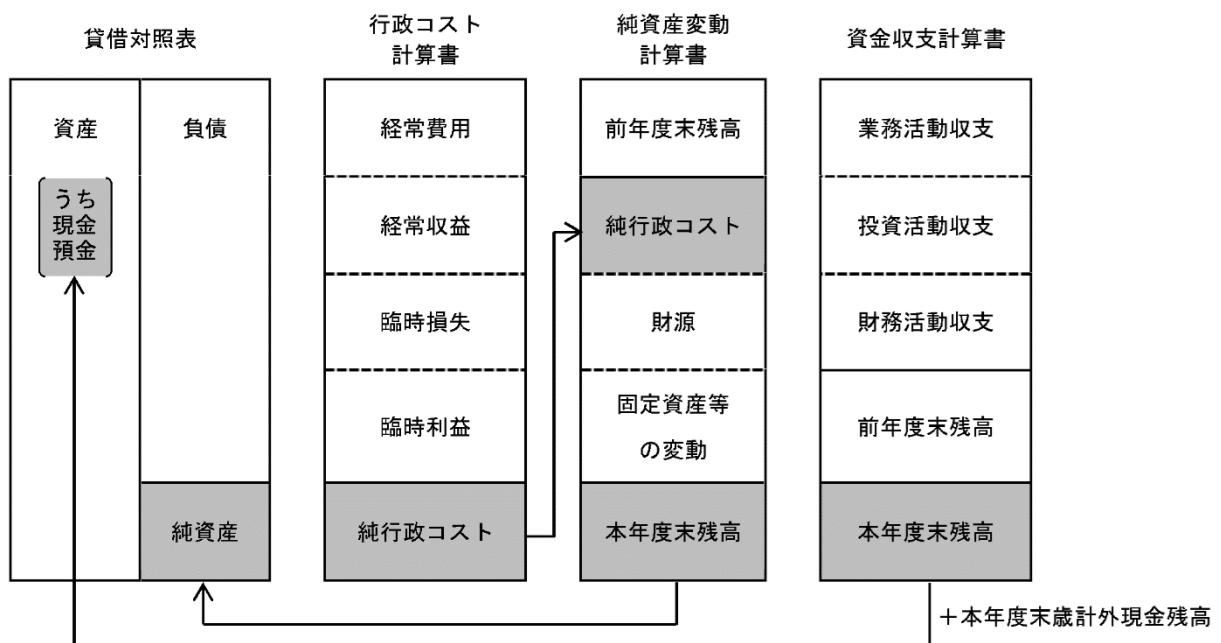
### IV. 純資産変動計算書(NW) 【様式第3号】

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動(その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高)を明らかにすることを目的として作成する。

### V. 資金収支計算書(CF) 【様式第4号】

資金収支計算書は、地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成する。

### VI. 財務書類の相互関係



# 貸借対照表

(令和 年 月 日現在)

(単位： )

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		地方債	
事業用資産		長期未払金	
土地		退職手当引当金	
立木竹		損失補償等引当金	
建物		その他	
建物減価償却累計額		流動負債	
工作物		1年内償還予定地方債	
工作物減価償却累計額		未払金	
船舶		未払費用	
船舶減価償却累計額		前受金	
浮標等		前受収益	
浮標等減価償却累計額		賞与等引当金	
航空機		預り金	
航空機減価償却累計額		その他	
その他		<b>　　負債合計</b>	
その他減価償却累計額		<b>【純資産の部】</b>	
建設仮勘定		固定資産等形成分	
インフラ資産		余剰分(不足分)	
土地			
建物			
建物減価償却累計額			
工作物			
工作物減価償却累計額			
その他			
その他減価償却累計額			
建設仮勘定			
物品			
物品減価償却累計額			
無形固定資産			
ソフトウェア			
その他			
投資その他の資産			
投資及び出資金			
有価証券			
出資金			
その他			
投資損失引当金			
長期延滞債権			
長期貸付金			
基金			
減債基金			
その他			
その他			
徴収不能引当金			
流动資産			
現金預金			
未収金			
短期貸付金			
基金			
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産			
その他			
徴収不能引当金		<b>　　純資産合計</b>	
<b>　　資産合計</b>		<b>　　負債及び純資産合計</b>	

# 行政コスト計算書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(単位: )

科目	金額
経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他	
その他の業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入額	
その他	
移転費用	
補助金等	
社会保障給付	
他会計への繰出金	
その他	
経常収益	
使用料及び手数料	
その他	
純経常行政コスト	
臨時損失	
災害復旧事業費	
資産除売却損	
投資損失引当金繰入額	
損失補償等引当金繰入額	
その他	
臨時利益	
資産売却益	
その他	
純行政コスト	

## 純資産変動計算書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(単位：)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高			
純行政コスト(△)			
財源			
税収等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額			
本年度末純資産残高			

## 資金収支計算書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(単位: )

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
他会計への繰出支出	
その他の支出	
業務収入	
税収等収入	
国県等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	
【投資活動収支】	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
投資活動収支	
【財務活動収支】	
財務活動支出	
地方債償還支出	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債発行収入	
その他の収入	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	

前年度末歳計外現金残高	
本年度歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高	

## 基本的作成方法

I. 矢板市の財務書類は、以下の会計単位で作成する。

- ① 一般会計
- ② 介護保険特別会計
- ③ 国民健康保険特別会計
- ④ 後期高齢者医療特別会計
- ⑤ ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計
- ⑥ 水道事業会計
- ⑦ 下水道事業会計

II. 一般会計・ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計を合算して一般会計等とする。

また、一般会計等以外のその他の会計全てを連結して、全体会計財務書類を作成する。

III. 矢板市の連結対象団体は、以下の組合等とする。

- ① 塩谷広域行政組合
- ② 栃木県市町村総合事務組合
- ③ 栃木県後期高齢者医療広域連合
- ④ 公益財団法人 矢板市農業公社
- ⑤ 一般財団法人 矢板市施設管理公社
- ⑥ 公益社団法人 矢板市シルバー人材センター
- ⑦ 社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会
- ⑧ 株式会社 やいた未来

上記連結対象団体の財務書類を全体会計に連結して、連結会計財務書類を作成する。

なお、塩谷広域行政組合は日々仕訳導入による作成期限の猶予が適用され、平成 28 年度決算は統一的な基準による財務書類を作成しなかったため、平成 29 年度より統一的基準における連結対象となつた。

また、株式会社 やいた未来については、平成 30 年度より新たに連結対象となつた。

## 作成基準日

I. 財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)とする。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の係数をもつと会計年度末の係数とする。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文(自治法第235条の5条等)を注記する。

## 係数の単位

I. 財務書類の表示金額単位は、千円単位を原則とする。  
そのため、千円未満を四捨五入して表示しており、合計金額が一致しない場合がある。

## 留意事項

I. 現金支出が、同時に資産の減少となる取引、または、現金収入が同時に資産の増加となる取引については、上記「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づく実務処理を付加する事で自動的に発生主義複式簿記の原則に基づく、会計処理が実現するもので、特に現在の会計実務を変更する必要はない。規定の中で、実際の会計処理についても何らかの影響を及ぼす事から、留意しなければならない条項は次の点である。

- A : 有形固定資産について
- B : 無形固定資産について
- C : 投資その他資産について
- D : 未収金、未払金について
- E : 引当金について

## A : 有形固定資産について

- I. 有形固定資産は、「事業用資産」「インフラ資産」及び「物品」に分類して表示する。
- II. 「事業用資産」「インフラ資産」の区別は、《別表8 事業用資産とインフラ資産の区分表》に従う事とする。
- III. 「事業用資産」とは、「インフラ資産」「物品」以外の有形固定資産をいう。
- IV. 売却目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上する。
- V. 固定資産台帳にはすべての資産を単位ごとに記帳し、開始残高のほか、有償取得、無償取得、除売却、減価償却等を含む会計上の増減につき、継続して記録する。
- VI. 償却資産は、毎年減価償却を行う事とし、原則として別途の再評価はしない。但し、著しい破損や陳腐化した場合は、再評価を行う。  
なお、減価償却の方法については、注記を記載する事とする。
- VII. 耐用年数及び償却率表は、原則として「耐用年数等に関する省令」に従う。具体的には、《別紙3-1 耐用年数表》、《別紙3-2 主な建物の耐用年数表》、《別紙3-3 主な物品の耐用年数》に引用している。

《別表8 事業用資産とインフラ資産の区分表》

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁、支所		○	
その他公用施設	職員宿舎		○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
公衆衛生施設				
公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設		○	
農林水産業施設				
農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く	○	
林業関係施設		林道を除く	○	
水産業関係施設		漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設			○	
観光施設			○	
道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
河川	河川、池沼			○
港湾	港湾、漁港			○
公園	都市公園、児童公園			○
住宅	公営住宅		○	
防災	護岸、治山	消防施設を除く		○
教育施設				
学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
社会教育施設	図書館、市民会館		○	
給食施設			○	
公営事業				
上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
下水道施設	公共下水道、集落排水施設			○
病院			○	
その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設	電気・ガスは除く	○	
普通財産				
土地			○	
その他普通財産			○	

## 耐用年数表

耐用年数		耐用年数省令における耐用年数	
主な分類	耐用年数	主な資産	耐用年数
道路(林道・農道を含む)	50	道路改良 舗装道路(アスファルト敷) 舗装道路(コンクリート敷)	60 10 15
治水	48	河川 ダム 砂防 流路工	40 80 50 40
都市公園	—	園路広場(アスファルト敷) 植栽(緑化施設) 管理施設	10 20 50
農業	—	道路改良 舗装道路(アスファルト敷) 舗装道路(コンクリート敷) ダム	60 10 15 80
治山	—	治山ダム 流路工	50 40
漁業	—	岸壁、桟橋、堤防、防波堤	50
港湾	—	岸壁、桟橋、堤防、防波堤 道路改良 舗装道路(アスファルト敷) 舗装道路(コンクリート敷)	50 60 10 15
航空(空港)	—	滑走路等 格納庫、荷扱所、送受信所、停車場	15 38
海岸	—	堤防、防波堤	50

\* 1 開始時に限り、主な分類に係る耐用年数として上記左欄の耐用年数(「日本の社会資本2012」(平成24年11月 内閣府政策統括官(経済社会システム担当))に基づいたもの)を採用することとして差し支えない。

\* 2 上記右欄は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の一例を示したものであり、当該資産の構成に応じて個別に判断する必要がある。

# 主な建物の耐用年数表

番号	用途名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
4	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
6	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
7	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
8	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
9	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
10	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
11	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
12	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
14	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
15	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
20	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
21	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
23	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
24	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
25	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
26	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
27	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
28	靈安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
29	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
34	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
35	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
39	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
40	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

※「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B3に基づき作成している。

出典:財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)

## 主な物品の耐用年数表

備品台帳		減価償却資産の耐用年数等に関する省令(耐用年数省令)			
小分類	中分類	耐用年数	種類	構造又は用途	細目
印刷機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの
自動認証機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	その他の事務機器
製本機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	その他の事務機器
複写機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの
大気汚染自動測定装置	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
超音波厚み計	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
粉塵計	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
有機物汚濁測定装置	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
脂肪分離機	家事裁縫用具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
食缶搬送コンベア	家事裁縫用具類	5	器具及び備品	1	食事又はちゅう房用品・その他のもの
食油ろ過器	家事裁縫用具類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
冷凍庫	家事裁縫用具類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
Cherny	音楽用具類	5	器具及び備品	11	楽器
ピアノ	音楽用具類	5	器具及び備品	11	楽器
サッカーゴール	体育用具類	3	器具及び備品	9	スポーツ具
防球ネット	体育用具類	3	器具及び備品	9	スポーツ具
じん芥車	船車類	4	車両及び運搬具	特殊自動車	じんかい車・その他のもの
救急車	船車類	5	車両及び運搬具	特殊自動車	救急車
工作車	船車類	4	車両及び運搬具	特殊自動車	その他特殊車体を架装したもの・その他のもの
消防車	船車類	5	車両及び運搬具	特殊自動車	消防車
普通乗用車	船車類	6	車両及び運搬具	車両	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)・その他のもの・その他のもの
靈柩車	船車類	4	車両及び運搬具	特殊自動車	靈きゆう車・その他のもの
さく岩機	産業機械器具類	2	工具	切削工具	—
圧縮機	産業機械器具類	3	工具	ロール	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの
切断機	産業機械器具類	2	工具	切削工具	—
粉碎機	産業機械器具類	2	工具	切削工具	—
探知機	電気機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
蓄電池	電気機器類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
発電機	電気機器類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
放送設備	電気機器類	6	器具及び備品	2	インターホン及び放送用設備
無線電信電話装置	電気機器類	6	器具及び備品	2	インターホン及び放送用設備
純水製造装置	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
蒸気機関説明器	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
電子顕微鏡	理化学機械器具類	8	器具及び備品	4	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器
粉碎装置	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
油処理フェンス	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
レントゲン装置	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
感覚矯正機器	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	回復訓練機器
小動物ICUシステム	医療機械器具類	5	器具及び備品	8	その他のもの・その他のもの・その他のもの
人工蘇生器	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
臓器撮影装置	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
建物模型	標本、模型、見本類	8	器具及び備品	12	その他のもの
理化学模型	標本、模型、見本類	8	器具及び備品	12	その他のもの
歴史模型	標本、模型、見本類	8	器具及び備品	12	その他のもの
プレハブ(移動式組立家屋)	雑具類	10	器具及び備品	11	その他のもの・主として金属製のもの
遺体冷却装置	雑具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
可搬式動力ポンプ	雑具類	15	器具及び備品	12	主として金属製のもの
祭壇	雑具類	3	器具及び備品	11	葬儀用具
仏具類	雑具類	3	器具及び備品	11	葬儀用具

\* 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B4に基づき作成している。

\* 2 「構造又は用途」に関して、「器具及び備品」は番号のみを記載している。

\* 3 本表では、地方公共団体の台帳に計上されている物品のうち、耐用年数省令との適用関係が不明瞭なものにつき、例示した。

## VIII. 減価償却計算の方法は、以下によるものとする。

- ①減価償却は、定額法により、毎会計年度行う。
- ②償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該会計年度開始時における帳簿価額に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とする。
- ③減価償却の開始は取得年度の翌年度からを原則とする。
- ④端数処理については、1円未満を切り捨てる。
- ⑤耐用年数を経過したものは、備忘価格として1円を計上する。
- ⑥残存価額50万円未満となった物品については、資産台帳から除却し、別途の管理に委ねることが出来る事とする。
- ⑦土地、立木竹、建設仮勘定は減価償却を行わない。  
なお、一部建物等においても、文化財認定のため価値の減少という概念を伴わない固定資産は非償却資産として取得価額をそのまま適用し、減価償却を行わないこととしている。
- ⑧各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該有形固定資産の項目に対する控除項目として減価償却累計額の項目をもって表示する(間接法)。

## IX. 有形固定資産に関する計上基準

有形固定資産に関する詳細な計上基準、評価方針は別途固定資産台帳更新の担当課へ確認することとする。

## X. 有形固定資産に関する留意事項（参考）

### 【取得価格へ算入する付随費用】

有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五一Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付隨費用を含めて算定した金額とする。資産の取得に関して、取得原価に算入される費用の具体的例示は以下の通り。

#### ①工事請負費・公有財産購入費・備品購入費

資産の取得に関し、この科目で支出されたものが本来の取得価額であり、それに以下の

②と③の付隨費用を加える。

#### ②委託料

その設備の製作に要する設計料、監理料は取得価額に算入し資産へ計上する。製作に先んずる調査、企画、計画の委託に係る支出は取得価額に算入せず費用として処理する。

#### ③補償費

用地買収等における補償費については、用地買収に係る立ち退きの為の直接の費用、取り壊しや廃材の運搬等々は取得価額に算入するが、それ以外の営業補償等の間接的な費用および一般的な補償費については取得価額に算入せず費用として処理する。

### 【税法の基準】-----

法人税法基本通達7-3-1から7-3-17の2に至る29項目が挙げられているが、公会計に特に関連するものと思われるものは以下の通り。

#### 法人税基本通達(第3節 固定資産の取得価額等)

##### 第1款 固定資産の取得価額より

(固定資産の取得価額に算入しないことが出来る費用の例示)

7-3-3の2次に掲げるような費用の額は、たとえ固定資産の取得に関連して支出するものであっても、これを固定資産の取得価額に算入しないことが出来る。

###### (1)次に掲げるような租税公課等の額

イ 不動産取得税又は自動車取得税

ロ 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの

ハ 新増設に係る事業所税

ニ 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用

###### (2)建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額

###### (3)いったん締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産の取得をすることとした場合に支出する違約金の額

(土地についてした防壁、石垣積み等の費用)

7-3-4 埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得価額に算入するのであるが、土地についてした防壁、石垣積み等であっても、その規模、構造等からみて土地と区分して構築物とすることが適當と認められるものの費用の額は、土地の取得価額に算入しないで、構築物の取得価額とすることが出来る。上水道又は下水道の工事に要した費用の額についても、同様とする。

(注) 専ら建物、構築物等の建設のために行う地質調査、地盤強化、地盛り、特殊な切土等土地の改良のためのものでない工事に要した費用の額は、当該建物、構築物等の取得価額に算入する。

(土地、建物等の取得に際して支払う立退料)

7-3-5 法人が土地、建物等の取得に際し、当該土地、建物等の使用者等に支払う立退料その他立退きのために要した金額は、当該土地、建物等の取得価額に算入する。

(土地とともに取得した建物等の取壊費用等)

7-3-6 法人が建物等の存する土地(借地権含む。以下7-3-6において同じ)を建物等とともに取得了場合又は自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合において、その取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手する等、当初からその建物を取壊して土地を利用する目的があることが明らかであると認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額(廃材等の処分によって得た金額がある場合は、当該金額を控除した金額)は、当該土地の取得額に算入する。

その他、7-3-7(事後的に支出する費用)、7-3-10(公有水面を埋め立てて造成した土地の取得価額)、7-3-12(集中生産を行う等のための機械装置の移設費)、7-3-13(山林立木の取得価額)、7-3-15の2(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)、等が挙げられる。

---

## 資本的支出と修繕費について

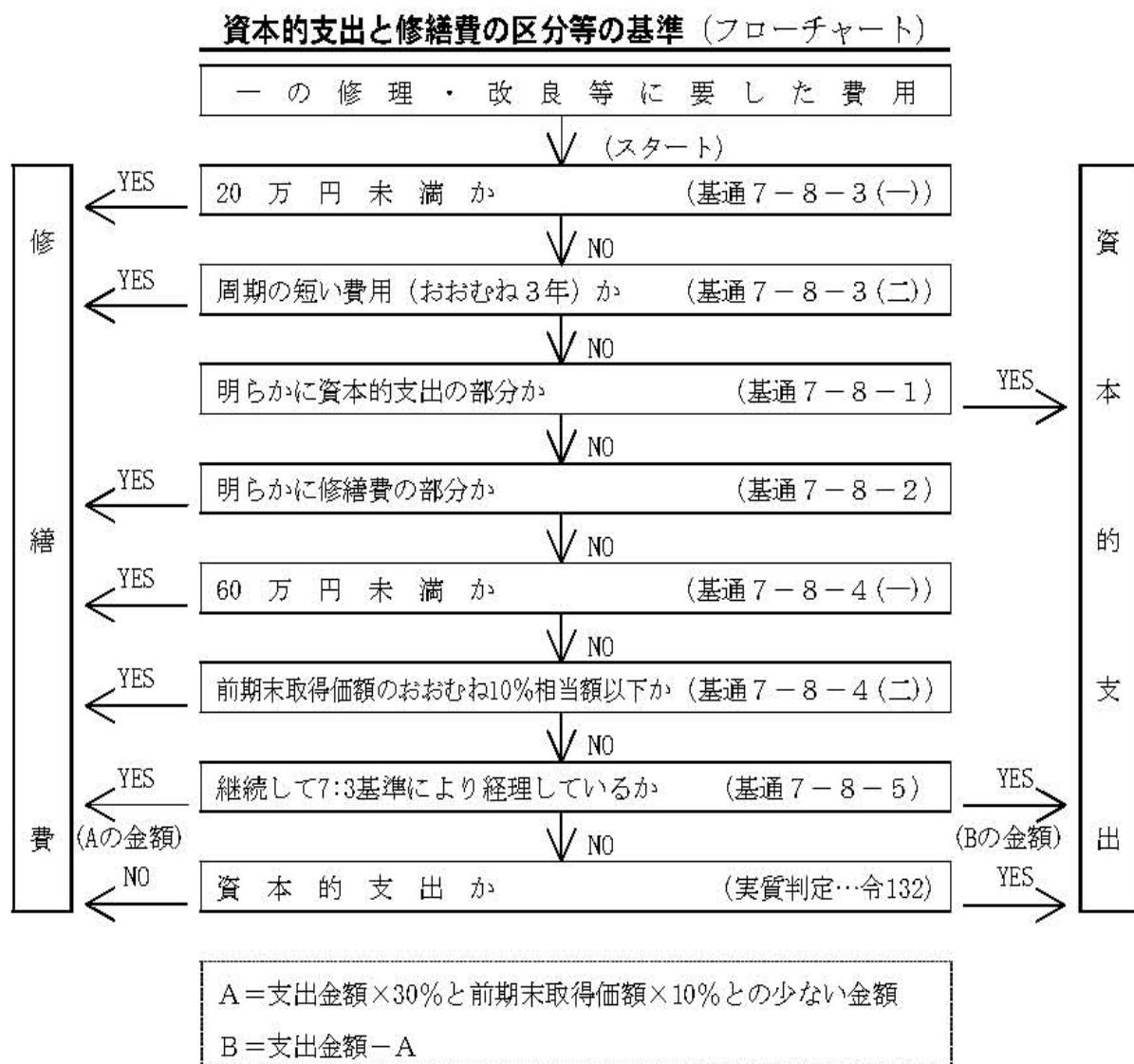
- ①有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出(有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出)として資産計上する。
- ②原則として、税法基準にある 60 万円基準を取り入れ、60 万円未満は全て費用処理とする。

### 【税法の基準】-----

#### 法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改裝に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあっては、旧資材の 70%以上がその性質上再使用できる場合であって、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

法人税基本通達をフローチャートにまとめると次のようになる。



## 特別な償却方法について

資産の一部除却、用途変更等があった場合、耐用年数等の計算については以下の通りとする。

### ①資産の一部を除却した場合における除却部分の計算方法(法 7-7-6)

前期末帳簿価額 × 除却割合(※)

※除却割合 … 除却した部分の再取得価額 ÷ 資産全体の再取得価額  
( 取得当初の金額が判明する場合、その金額を使用 )

### ②用途変更した場合の耐用年数

#### (1)原則

使用状況、環境の変化等、今後の経済的使用可能年数を見積もり、耐用年数を決定

#### (2)簡便法

用途変更後の耐用年数 =

$$\{ ( \text{用途変更前の法定耐用年数} - \text{経過年数} ) / ( \text{用途変更前の法定耐用年数} ) \\ \times ( \text{用途変更後の法定耐用年数} ) \} + \text{経過年数}$$

#### (3)法人税における取扱い

年度の途中で用途変更した場合であっても、期首から転用後の耐用年数で減価償却計算をしても構わない

### ③中古資産を取得した場合の耐用年数の計算方法

#### (1)法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 × 20%

#### (2)法定耐用年数の一部を経過した資産

( 法定耐用年数 - 経過年数 ) + 経過年数 × 20%

※(1)、(2)共に1年未満の端数は切り捨て。2年に満たない場合は2年とする。

### ④⑤の方法で計算できない中古資産の耐用年数(耐通 1-5-3)

中古資産の取得価額 > 取得価額 × 50% の場合は、新規取得と同様の耐用年数となる

### ⑤2以上の用途に供されている資産の耐用年数(耐通 1-1-1)

使用目的、使用状況を勘案して合理的に判定し、状況が著しく異なる限り、継続して適用する。

### ⑥資本的支出後の耐用年数(耐通 1-1-2)

本体部分に対し、現に適用している耐用年数を適用する。

## B : 無形固定資産について

- I. 無形固定資産は、「ソフトウェア」「その他」に分類して表示する。
- II. 物品等(機械装置や備品等)を稼働させるための「ソフトウェア」について、当該物品等と当該ソフトウェアが一体とならなければ機能しない場合は、原則として当該物品等に含めて計上する。
- III. 「その他」については、地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれらに準ずる権利が該当し、「ソフトウェア」と区分して計上する。
- IV. 減価償却計算の方法は、以下によるものとする。
  - ①減価償却は、定額法により、毎会計年度行う。
  - ②償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該会計年度開始時における帳簿価額に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とする。
  - ③減価償却の開始は取得年度の翌年度からを原則とする。
  - ④端数処理については、1円未満を切り捨てる。
  - ⑤無形固定資産については、備忘価額を計上せず、直接法で減価償却を行う。

### V. 無形固定資産に関する計上基準

無形固定資産に関する詳細な計上基準、評価方針は別途固定資産台帳更新の担当課へ確認することとする。

## C : 投資その他資産について

- I. 投資その他資産は、「投資及び出資金」「投資損失引当金」「長期延滞債権」「長期貸付金」「基金」「その他」及び「徴収不能引当金」に分類して表示する。
- II. 「投資及び出資金」は、その種類ごとに「有価証券」「出資金」「その他」の表示科目を設けて計上する。
- III. 有価証券は、地方公共団体が保有している債権等をいい、保有した場合は評価基準及び評価方法を注記する。  
また、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券に区分する。
- IV. 出資金は、公有財産として管理されている出資等をいう。なお、出捐金は、自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当する為、出資金に含めて計上する。
- V. 出資金は、出資金額をもって貸借対照表価額とする。ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。
- VI. その他は、上記以外の投資及び出資金を計上する。
- VII. 長期延滞債権は、滞納繰越調定収入未済の収益及び財源をいい、長期延滞債権の内訳に係る附属明細書を作成し、財務書類に添付する事とする。
- VIII. 長期貸付金は、自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金のうち、流動資産に区分されるもの以外をいう。
- IX. その他は、上記及び徴収不能引当金以外の投資その他の資産をいう。

## D : 未収金、未払金について

- I. 未収金は、現年調定現年収入未済の収益及び財源をいい、税等未収金と未収金に区別をして計上する。
- II. 税等未収金と未収金の区別については、貸方の相手科目が、①純資産変動計算書(NW)上の「財源の調達」に該当する場合は税等未収金として計上し、②行政コスト計算書(PL)上の「経常収益」に該当する場合は未収金として計上する事とする。

### III. 未収・未払・不納欠損残高整理表

本表は、期末の整理仕訳及び附属明細書作成に利用する。

#### (1) 過年度未収金

予算科目	前年度未収金 A	本年度収納済額 B	未収残額 C=A-B	うち不納欠損決定額 D	本年度末残高 E=C-D	摘要

#### (2) 本年度未収金計上額

予算科目	本年度調定額 A	本年度収納済額 B	未収残額 C=A-B	うち不納欠損決定額 D	本年度末残高 E=C-D	摘要

#### (3) 過年度未払金

予算科目	前年度未払金額 A	本年度支払済額 B	未払残額 C=A-B	摘要

#### (4) 本年度未払金計上額

予算科目	支出決定額 A	本年度支払済額 B	未払残額 C=A-B	摘要

### IV. 長期未払金

長期間にわたる債務負担行為のうち、確定債務となるものは長期未払金として負債に計上し、決算整理仕訳にて、当該年度に支払った物件費を長期未払金の減少に振り替える。

また、新たに契約を締結した債務負担行為は当該年度に確定債務の全額を費用計上し、長期未払金を計上することとする。

なお、内訳は別途管理する。

## E : 引当金について

I. 税等未収金、未収金、貸付金、その他債権については、徴収不能見積高を算定し、徴収不能引当金を計上する。

### ①原則

個々の債権の事情に応じた合理的な基準により徴収不能見積高を算定する。金融商品に係る会計基準における徴収不能懸念債権または破産更生債権等の区分に該当する債権については、必ずこの債権の事情に応じた合理的な基準により徴収不能見積高を算定する。

### ②例外

合理的な基準によることが困難な特別の事情がある場合、過去5年間の実績に基づいて徴収不能見積高を算定する事ができる。金融送品に係る会計基準における一般債権の区分に該当する債権については、下記の計算方法に従い、過去5年間の平均不納欠損率をもって不納欠損見積高を算定する事が出来る。

③税収未収金、未収金、その他の貸付金、その他の債権については合理的な基準が困難な場合は、  
②の「例外」を適用する。

II. 原則適用の場合

貸付先	貸付 金額	貸付日	当年度 回収約定額	当期 回収額	過年度 回収予定額	過年度 回収額	貸付金 残高

III. 例外適用の場合の、不納欠損率の算定

年	不納欠損決定前年度末債権残高	不納欠損決定額
4年前	A4	B4
3年前	A3	B3
2年前	A2	B2
1年前	A1	B1
当年度	A0	B0
割合	C = ( B4+B3+B2+B1+B0 ) / ( A4+A3+A2+A1+A0 )	

II. 賞与引当金の貸借対照表計上額は、在籍者に対する 6 月支給予定の期末・勤勉手当総額 A とそれらに係る法定福利費相当額 B を加算した額のうち、

【前年度支給対象期間 X(対象期間開始日～3 月 31 日)／全支給期間 Y(6 カ月)】の割合を乗じた額を計上する。

$$\text{賞与等引当金計上額} = (A + B) * X / Y$$

III. 退職手当引当金の貸借対照表計上額は、市町村総合事務組合より通知される退職手当に係る持分により、以下の通り算出した金額を会計毎に計上するものとする。

$$\text{退職手当引当金(矢板市全体)} = \text{矢板市退職手当要支給額} - \text{退職手当持分相当額}$$

※算出された退職手当引当金を会計毎の所属人数により按分して算出する。

なお、退職手当持分相当額が矢板市退職手当要支給額より大きい場合は、その大きい額を資産の部「投資その他資産」の「その他」に計上することとする。

## 注記

I. 矢板市の財務書類には、以下の事項のうち、該当する項目について、注記として記載する。

II. 重要な会計方針

財務書類作成の為に採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法、その他財務書類作成の為の基本となる次に掲げる事項を記載する。

- ①有形固定資産等の評価基準及び評価方法
- ②有価証券等の評価基準及び評価方法
- ③有形固定資産等の減価償却の方法
- ④引当金の計上基準及び算定方法
- ⑤リース取引の処理方法
- ⑥資金収支計算書における資金の範囲
- ⑦その他財務書類作成の為の基本となる重要な事項

III. 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- ①会計処理の原則又は手続きを変更した場合には、その旨、理由及び当該の変更が財務書類に与えている影響の内容
- ②表示方法を変更した場合には、その旨
- ③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

IV. 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財政状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載

- ①主要な業務の改廃
- ②組織・機構の大幅な変更
- ③地方財政制度の大幅な改正
- ④重要な災害の発生
- ⑤その他重要な後発事象

## V. 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- ①債務保証及び損失補償債務負担の総額及び履行すべき額が確定していないものの内訳
- ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③その他主要な偶発債務

## VI. 追加情報

財務書類の内容を理解する為に必要と認められる次に掲げる事項を記載

- ①対象範囲(対象とする会計)
- ②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
- ③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としている旨
- ④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合はその旨
- ⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
- ⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- ⑦繰越事業に係る将来の支出予定額
- ⑧その他財務書類の内容を理解する為に必要と認められる事項
- ⑨基準変更による影響額等(開始貸借対照表を作成しない場合。ただし、既に財務書類を作成しているが開始貸借対照表を作成する場合であっても注記することが望まれる。)
- ⑩売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲の土地
- ⑪減価償却費について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額
- ⑫減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
- ⑬基金借入金(繰越運用)の内容
- ⑭地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
- ⑮地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素
- ⑯地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

## 附属明細書

I. 矢板市の財務書類の内容を補足する為、以下の附属明細書を作成する。

- ①有形固定資産の明細
- ②基金の明細
- ③貸付金の明細
- ④長期延滞債権の明細
- ⑤未収金の明細
- ⑥地方債等(借入先別)の明細
- ⑦地方債等(利率別)の明細
- ⑧地方債等(返済期間別)の明細
- ⑨引当金の明細

II. 以後、必要と認められる場合に隨時、別途附属明細書の作成を行う事とする。